

外 来 医 療 計 画 に つ い て

1 計画策定の趣旨

- 外来医療については、無床診療所の開設状況が都市部に偏っており、また医療機関間の連携の取組が、個々の医療機関の自主的な取組に委ねられている等の状況を踏まえると、外来機能に関する情報を可視化し、その情報を新規開業者等へ情報提供するとともに、地域の医療機関関係者等においては、医療機関間の機能分化連携の方針等について協議を行うことが必要となっている。
- このような状況等を踏まえ、平成30年7月25日に医療法が改正され、医療計画において定める事項に外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項が追加されるとともに、平成31年3月29日付で国から外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドラインが発出されたところ。

2 計画期間

2020年度から2023年度（4年間）

3 策定スケジュール

協議の場における協議等を経て、2019年度内に計画を策定・公表

4 道の考え方

- 地域医療構想は入院医療に関する協議が主であるが、効率的な医療提供体制の構築にあたっては、外来医療を含めた医療機関間の役割分担・連携等に関する協議を深めていくことが重要。
- 地域で中心的に外来医療を担う診療所の開設が都市部（札幌）に偏っている傾向があることを踏まえ、診療所が比較的少ない地域における診療従事を促進する施策を講じていくことが必要。

【施策の方向性】

(1) 情報の整理・発信 ⇒「外来医療計画」の策定など

- ① 外来医療の現状や今後の見通しを示す情報を整理し、積極的に発信
- ② 圏域ごとに現時点で不足する外来医療機能を「見える化」

(2) 地域における協議・取組の促進 ⇒「地域医療構想推進シート」への項目追加など

- ① 調整会議において、不足する外来医療機能の状況をフォローアップ
- ② 新規開業の状況等に関するフォローアップ（外来医師多数区域のみ）

(3) 不足する外来医療機能の確保に向けた支援

- ① 医療介護総合確保基金を活用し、機能の確保に向けた支援を実施

5 外来医療計画において掲載・公表する事項

(1) 外来医師偏在指標

⇒5つの要素を勘案した人口10万人対診療所医師数

- ① 医療需要及び人口構成とその変化、② 患者の流入・流出、③ へき地等の地理的条件、④ 医師の性別・年齢分布、⑤ 医師偏在の種別（区域、入院／外来）

国の計算式を元に、「住民が所在する場所において診療所に従事する医師がどれだけ存在するかを示すもの」として算定

(2) 各圏域における現時点で不足する外来医療機能

- ・ 初期救急医療の提供体制
- ・ 在宅医療の提供体制 など

6 西胆振区域における対応案

昨年度策定した地域推進方針における該当部分を抽出し、対応。